

# 建築都市行政の概要

平成24年度

福岡県建築都市部

# 目 次

## 1章 建築都市部の組織・機構

1	建築都市部組織の沿革	1
2	建築都市部組織図	2
3	所管事務の概要	3
4	職員数	4
5	附属機関	5
6	県土整備事務所管内図	6

## 2章 建築都市部予算の概要

1	平成24年度福岡県一般会計歳入歳出予算	7
2	平成24年度建築都市部当初予算内訳	8
3	平成24年度主要施策別予算	10

## 3章 平成24年度の事務事業概要

平成24年度建築都市部施策体系	17~18
-----------------	-------

### I 住みよい都市の整備

1	良好な市街地の形成	19
(1)	都市計画法の運用	19
①	都市計画区域マスタープラン（都市計画課）	19
②	集約型都市構造の形成（都市計画課）	20
③	土地利用（都市計画課）	20
④	都市計画の内容（都市計画課）	22
⑤	都市施設の現況（都市計画課）	24
⑥	開発許可申請の審査等（都市計画課）	25
(2)	建築確認等による指導	25
①	建築確認申請の審査等（建築指導課）	25
②	建築許可（建築指導課）	26
③	違反建築物の取締り（建築指導課）	26
(3)	土地区画整理事業の促進（都市計画課）	27
(4)	都市緑地等の保全（公園街路課）	28
2	既成市街地の再生	28

(1) 市街地再開発事業等の促進（都市計画課）	28
3 都市交通の円滑化の推進	31
(1) 総合都市交通体系調査（都市計画課）	31
(2) 街路事業の推進（公園街路課）	31
(3) 連続立体交差事業の推進（公園街路課）	32
(4) 駐車場の整備（都市計画課・公園街路課）	33
4 都市公園の整備	34
(1) 県営都市公園の整備（公園街路課）	34
(2) 国営公園の整備促進（公園街路課）	36
(3) 市町村営都市公園事業の促進（公園街路課）	36
II 個性豊かな地域づくりの推進	
1 景観形成の促進	37
(1) 美しいまちづくりの推進（都市計画課）	37
(2) 広域景観保全・形成の推進（都市計画課）	38
(3) 景観整備事業の推進（都市計画課）	39
(4) 屋外広告物対策の推進（公園街路課）	40
2 快適な地域生活空間の整備	43
(1) 地区計画・建築協定によるまちづくりの推進	43
① 地区計画制度の推進（都市計画課）	43
② 建築協定制度の活用促進（建築指導課）	43
(2) 都市再生整備計画（旧まちづくり交付金事業）事業の促進（都市計画課）	44
(3) 福岡県美しいまちづくり建築賞（住宅計画課）	45
III 安全・安心な暮らしの確保	
1 災害など危機に強い県づくり	48
(1) 建築物耐震化促進事業（建築指導課・住宅計画課）	48
(2) 建築物地震対策事業（建築指導課）	48
(3) 建築物防災等対策事業（建築指導課）	48
(4) がけ地近接等危険住宅移転事業（建築指導課）	49
(5) 県有建築物耐震対策（営繕設備課）	49
(6) 被災住宅の補修に対する支援（住宅計画課）	49
2 人に優しい安全なまちづくり	50
(1) 福祉のまちづくりの推進	50
① バリアフリー法の運用（建築指導課・都市計画課・公園街路課）	50

② 福祉のまちづくり条例の運用（建築指導課）	51
------------------------	----

#### IV 快適な居住環境の整備

1 住生活基本計画に基づく住宅施策の推進	52
(1) 住生活基本計画に基づく住宅施策の推進（住宅計画課・県営住宅課）	52
(2) 「福岡県地域住宅計画」に基づく事業の推進（住宅計画課・県営住宅課）	54
2 良好な住宅ストックの形成	54
(1) 公的住宅対策の推進	54
① 県営住宅の建設、建替の推進（県営住宅課）	54
② 県営住宅の管理の充実（県営住宅課）	56
③ 既存県営住宅の有効活用（県営住宅課）	57
④ 市町村営住宅の建設、建替の推進（住宅計画課）	57
⑤ 市町村による特定優良賃貸住宅の推進（住宅計画課）	58
⑥ 市町村営住宅管理の助言等（県営住宅課）	58
⑦ 福岡県住宅供給公社による住宅の供給促進（住宅計画課）	58
(2) 民間住宅対策の促進	59
① 特定優良賃貸住宅の供給促進（住宅計画課）	59
② 木造住宅の振興（住宅計画課）	59
③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の普及促進（住宅計画課）	59
④ 住宅瑕疵担保履行法の普及促進（住宅計画課）	59
⑤ 住情報の提供と啓発（住宅計画課）	60
⑥ 中古住宅流通・リフォーム市場の活性化促進（住宅計画課）	60

⑦ リフォームに対する支援（住宅計画課）	60
⑧ 街なか居住の推進（住宅計画課）	61
⑨ 長期優良住宅の普及促進（住宅計画課）	61
(3) 良質な宅地供給の促進と市街地住宅の整備	61
① 宅地造成事業の推進（営繕設備課）	61
② 住宅市街地基盤の整備（住宅計画課）	62
③ 優良宅地・優良住宅の認定（都市計画課）	62
④ 住宅市街地の整備（住宅計画課）	64
3 高齢者等対策の推進	65
(1) 高齢者等住宅対策の推進	65
① シルバーハウジングプロジェクトの計画・実施（県営住宅課）	65
② 車いす使用者向けの住戸の建設（県営住宅課）	66
③ 生涯あんしん住宅における展示（住宅計画課）	66

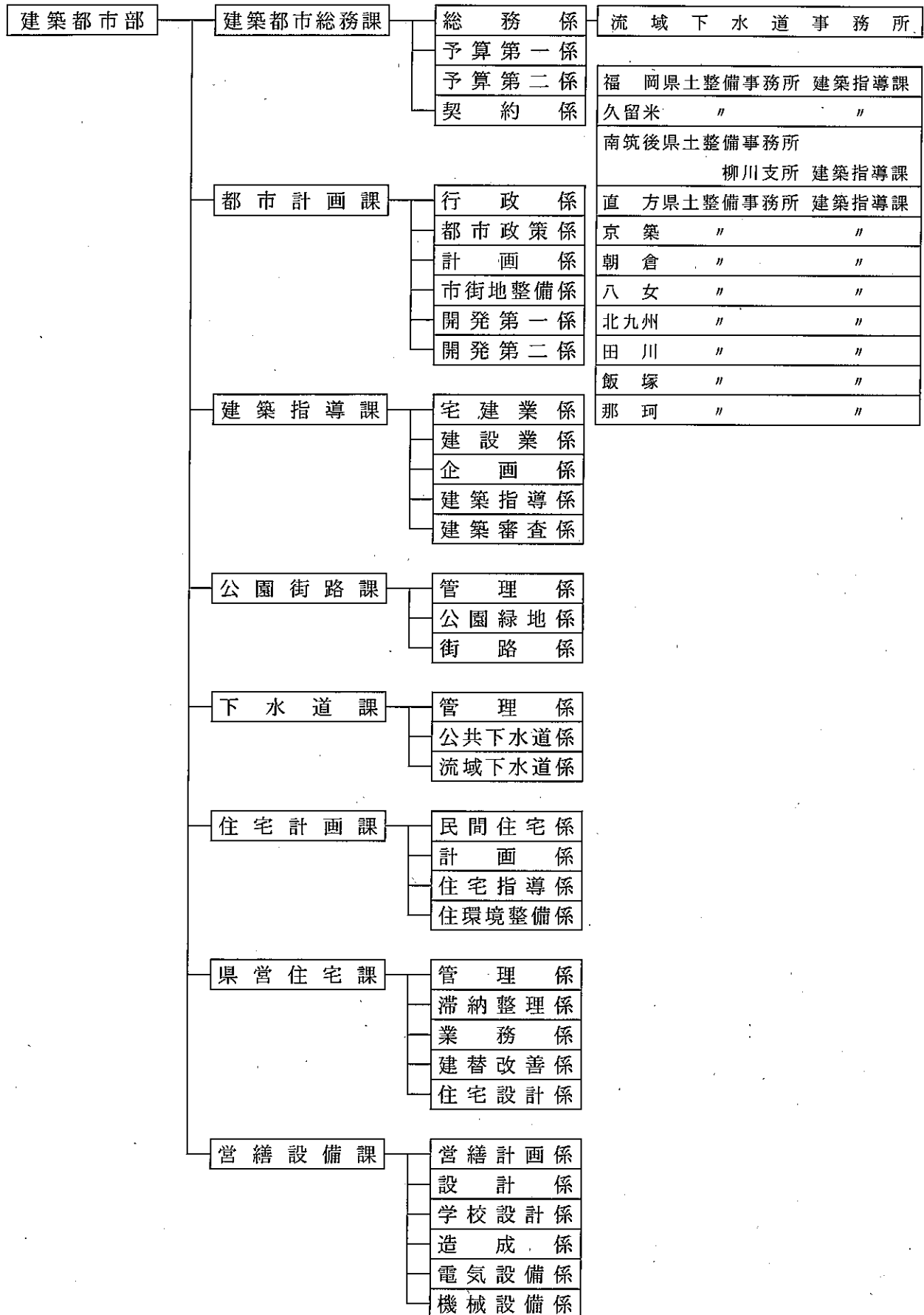
④	バリアフリーアドバイザー制度の実施（住宅計画課）	66
⑤	高齢者向けの優良賃貸住宅の供給促進（住宅計画課）	66
⑥	サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度の実施（住宅計画課）	67
⑦	県営住宅における子育て支援の拡充（県営住宅課）	67
4	地域活性化に資する住環境の整備	67
(1)	住環境の整備改善（住宅計画課）	67
(2)	老朽炭鉱住宅の整備促進（住宅計画課）	68
5	下水道の整備促進	70
(1)	流域別下水道整備総合計画調査の実施（下水道課）	70
(2)	公共下水道の整備（下水道課）	71
(3)	流域下水道の整備（下水道課）	71
6	生活環境の保全	76
(1)	建設資材リサイクルの推進	76
①	建設リサイクル法（分別解体等及び解体工事業に関する部分）の運用 (建築指導課)	76
<b>V 地域社会の基盤整備を支える建設業、宅地建物取引業等の健全育成</b>		
1	建設業、宅地建物取引業等業者団体等の健全育成	77
(1)	建設業法の運用（建築指導課）	77
(2)	宅地建物取引業法の運用（建築指導課）	78
(3)	建築士法の施行及び団体の指導育成（建築指導課）	80
<b>VI 地域と調和のとれた公共建築物の効率的整備</b>		
1	計画的な公共施設整備	81

# 1 章 建築都市部の組織・機構

# 1 建築都市部組織の沿革

昭和20.12.24	・土木部に建築課を設置
23. 6. 1	・土木部に住宅課を設置
23.12. 1	・建築行政部門を土木部から分離し建築部を創設（建築課・企画課・住宅課・営繕課の4課）
30.11.16	・企画課を建築管理課に改称
51. 8. 1	・営繕課から設備部門を分離し建築設備室を設置
60. 4. 1	・建築管理課から県営住宅管理部門を分離し住宅管理室を設置
61. 9. 1	・土木部都市計画課、公園下水道課を建築部に移管。同部を建築都市部に改称 ・建築管理課の宅地建物取引業、建設業指導業務等を建築課に移管 建築管理課を建築都市管理課に、建築課を建築指導課に改称 ・建築課の再開発事業、開発規制業務を都市計画課に移管 ・住宅課の建替改善業務を住宅管理室に移管、住宅管理室を住宅管理課に改称 ・建築設備室を建築設備課に改称
63. 3. 31	・流域下水道那珂管理事務所を廃止
63. 4. 1	・流域下水道の管理を(財)福岡県下水道公社に委託
平成 4. 4. 1	・都市計画課及び公園下水道課を都市計画課、公園街路課及び下水道課の3課体制に再編整備
6. 4. 1	・県営住宅管理業務を住宅供給公社に委託（一部平成元年7月1日より）
9. 3. 31	・福岡公園事務所を廃止
9. 4. 1	・福岡土木事務所に建築指導課を設置し、各土木事務所の建築課を建築指導課に改称 ・主要5土木事務所(福岡・久留米・北九州・飯塚及び那珂)の建築指導課を2係制とし、建築宅建業係及び建築審査係を新設 ・建築指導課を宅建業係、建設業係、企画係、建築指導係及び建築審査係の5係に再編整備し、建築指導課、住宅課及び営繕課関連業務の権限を大幅に主要5土木事務所等に移譲
13. 3. 31	・大牟田土木事務所建築指導課を廃止
13. 4. 1	・柳川土木事務所建築指導課に旧大牟田土木事務所建築指導課の業務を移管
16. 4. 1	・住宅課の県営住宅業務を住宅管理課に、宅地等造成業務を営繕課に移管
20. 4. 1	・営繕課と建築設備課を統合し営繕設備課を設置 ・建築都市管理課を建築都市総務課に、住宅課を住宅計画課に、住宅管理課を県営住宅課に改称
21. 10. 1	・県下15土木事務所が11県土整備事務所と4支所（柳川、行橋、前原、宗像）とされ、出先建築指導課を11設置（南筑後のみ柳川支所に設置） ・北九州及び那珂県土整備事務所建築指導課に工事係を新設 ・那珂県土事務所建築指導課の建設宅建業係を廃止

2 建築都市部組織図 (平成24年4月1日現在)





### 3 所管事務の概要（平成24年4月1日現在）

#### 建築都市部各課・出先機関別所管事務の概要

課・出先機関	事務の概要
建築都市総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の人事、予算事務の総括</li> <li>・契約事務、工事検査等の集中処理</li> <li>・総合企画調整、広報、部内各課・出先機関の連絡調整</li> </ul>
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法に基づく都市計画の決定及び同意、都市計画事業の認可、開発行為等の規制</li> <li>・土地区画整理法に基づく土地区画整理事業、都市再開発法に基づく市街地再開発事業</li> <li>・租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定事務</li> <li>・景観法、美しいまちづくり条例に関する事務</li> </ul>
建築地審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築士法</li> <li>・建築士法</li> <li>・建築士法</li> <li>・建築士法</li> <li>・建築士法</li> </ul>

4 職 員 数

(平成24年4月1日)

所 属	職 種	事 務	技 術				労 務	計
			土 木	建 築	電 気	機 械		
本 庁	建築都市総務課 (部長・技監・次長を含む)	25	2	5	1	2	-	35
	都市計画課	6	15	15	-	-	-	36
	建築指導課	15	-	10	1	1	-	27
	公園街路課	5	11	1	-	-	-	17
	下水道課	5	12	-	-	1	-	18
	住宅計画課	7	-	15	-	-	-	22
	県営住宅課	15	-	18	-	-	-	33
	営繕設備課	2	3	16	8	7	1	37
	計	80	43	80	10	11	1	225
出 先	流域下水道事務所	4	6	1	5	6	1	23
	県土整備事務所建築指導課	24	-	57	-	-	-	81
	計	28	6	58	5	6	1	104
合 計		108	49	138	15	17	2	329

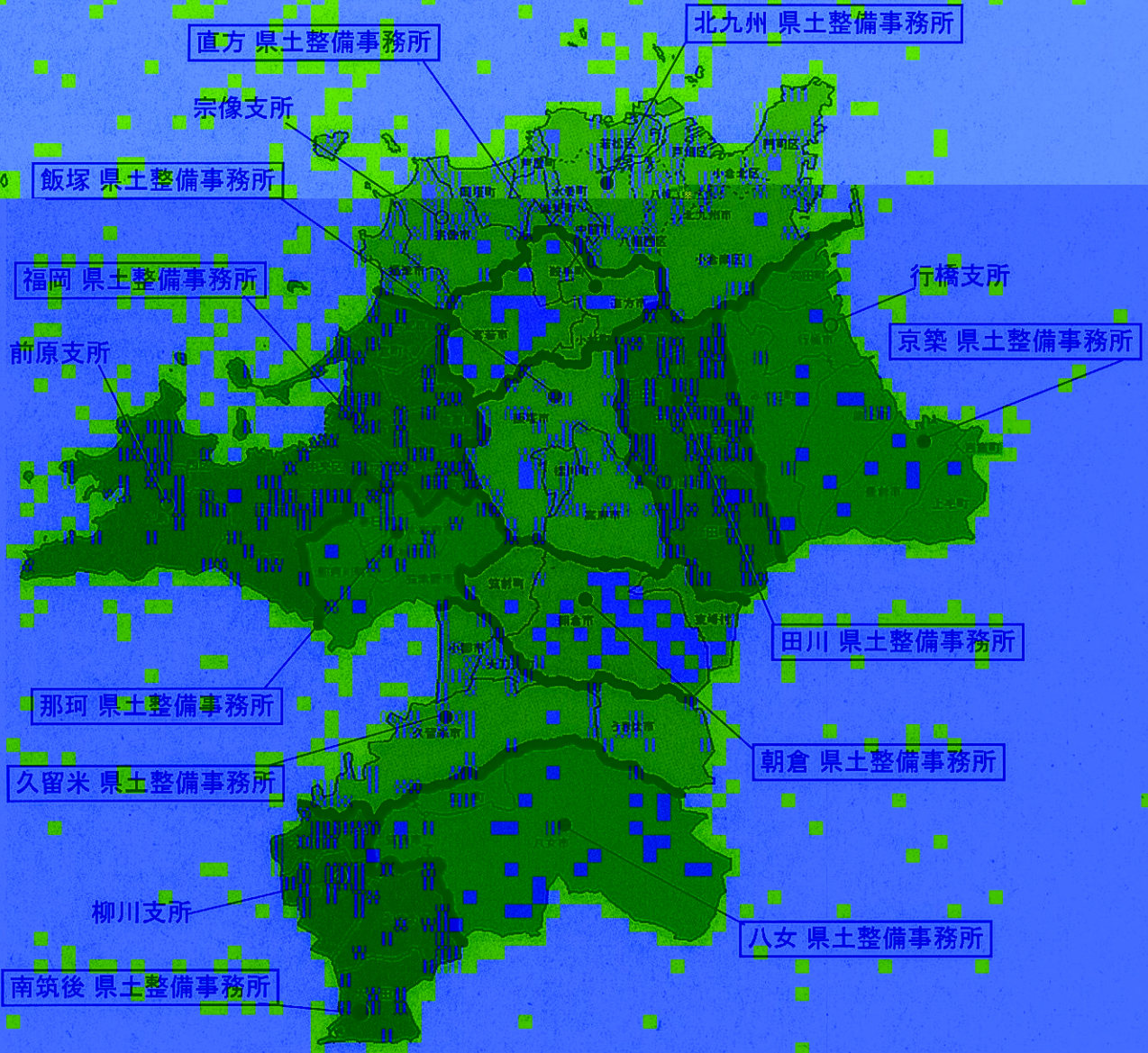
注) 表中建築指導課の事務には、警察職員の併任1名を含む

5 附属機関

名 称	担 当 事 務	会 長 名	委 員 数	担 当 課
福岡県 建設工事 紛争審査会	建設業法第25条の規定による建設工 事の請負契約に関する紛争の斡旋、 調停及び仲裁に関すること。	弁護士 吉田 純一	11	建築指導課
福岡県 建築士審査会	建築士法第28条の規定による二級建 築士試験又は木造建築士試験に関す る事務をつかさどること、及び同法 第10条第4項の規定による業務停止 又は免許取消し、並びに同法第26条 第4項の規定による登録の取消し又 は建築士事務所の閉鎖の同意を行う こと。	(社)福岡県建築士 会会長 田中 英樹	8	"
福岡県 建築審査会	建築基準法に規定する同意及び第94 条第1項の審査請求に対する決済並 びに同法施行に関する重要事項の調 査審議及び関係行政機関に対する建 議に関すること。	元福岡県建築都市 部理事兼次長 渡辺 昇	7	"
福岡県 開発審査会	都市計画法に規定する市街化調整区 域の開発許可及び建築許可の審査並 びに同法第50条第1項に規定する審査 請求に対する裁決に関すること。	(株)九電工顧問 守 道明	7	都市計画課
福岡県 都市計画 審議会	都市計画法に規定する都市計画区域 の指定に関する事項、都市計画の決 定及び変更に関する事項等の調査審 議、知事の諮問による都市計画の一 般的事項に関する調査審議並びに都 市計画に関する事項についての関係 行政機関に対する建議に関すること。	福岡大学教授 武居 一正	28	"
福岡県 景観審議会	県土の景観の形成に関する事項又は 屋外広告物に関する重要事項につい て調査審議すること。	九州大学教授 佐藤 優	13	"
福岡県 県営住宅 管理審議会	県営住宅の管理に関する重要 事案 について調査審議すること。	福岡県議会議員 井上 忠敏	11	県営住宅課

## 6 県土整備事務所管内図

総面積	4,977.24平方キロ	国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」 総務省自治行政局「全国市町村要覧」
総人口	5,072千人	平成24年4月1日現在 「福岡県の人口と世帯（推計）」
市町村数	2,865市町村（平成25年4月1日現在）	



凡例	
●	県土整備事務所 所在地
○	県土整備事務所支所 所在地
■	県土整備事務所所管区域
—	市郡界
- - -	区町村界

## 2章 建築都市部予算の概要

1 平成24年度 福岡県一般会計歳入歳出予算

(1) 歳入(款別)

(単位:千円)

款名	24年度		23年度		比較	
	当初予算(A)	構成比(%)	当初予算(B)	構成比(%)	(A)-(B)	(A)/(B)(%)
1. 県税	498,580,511	30.6	482,137,295	29.8	16,443,216	103.4
2. 地方消費税清算金	99,859,209	6.1	96,321,597	5.9	3,537,612	103.7
3. 地方譲与税	69,219,963	4.2	64,844,233	4.0	4,375,730	106.7
4. 地方特例交付金	1,463,031	0.1	5,015,677	0.3	△ 3,552,646	29.2
5. 地方交付税	289,840,465	17.8	283,473,358	17.5	6,367,107	102.2
6. 交通安全対策特別交付金	1,649,107	0.1	1,673,978	0.1	△ 24,871	98.5
7. 分担金及び負担金	6,539,836	0.4	6,180,165	0.4	359,671	105.8
8. 使用料及び手数料	9,994,021	0.6	10,382,964	0.6	△ 388,943	96.3
9. 国庫支出金	181,951,134	11.2	183,131,406	11.3	△ 1,180,272	99.4
10. 財産収入	5,764,982	0.4	7,055,673	0.4	△ 1,290,691	81.7
11. 寄附金	498,500	0.0	500	0.0	498,000	99,700.0
12. 繰入金	58,509,787	3.6	72,134,649	4.5	△ 13,624,862	81.1
13. 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	100.0
14. 諸収入	137,061,098	8.4	142,489,942	8.8	△ 5,428,844	96.2
15. 県債	270,410,700	16.6	264,668,700	16.3	5,742,000	102.2
合計	1,631,342,345	100.0	1,619,510,138	100.0	11,832,207	100.7

(2) 歳出(款別)

(単位:千円)

款名	24年度		23年度		比較	
	当初予算(A)	構成比(%)	当初予算(B)	構成比(%)	(A)-(B)	(A)/(B)(%)
1. 議会費	2,935,896	0.2	2,945,055	0.2	△ 9,159	99.7
2. 総務費	52,281,909	3.2	56,198,732	3.5	△ 3,916,823	93.0
3. 保健費	219,989,062	13.5	203,979,981	12.6	16,009,081	107.8
4. 環境費	4,169,471	0.3	4,150,771	0.3	18,700	100.5
5. 生活労働費	139,472,595	8.5	141,682,434	8.7	△ 2,209,839	98.4
6. 農林水産業費	57,600,579	3.5	63,883,534	3.9	△ 6,282,955	90.2
7. 商工費	121,322,406	7.4	120,715,986	7.5	606,420	100.5
8. 県土整備費	135,577,848	8.3	138,230,290	8.5	△ 2,652,442	98.1
9. 警察費	124,014,247	7.6	127,586,404	7.9	△ 3,572,157	97.2
10. 教育費	404,294,443	24.8	406,376,987	25.1	△ 2,082,544	99.5
11. 災害復旧費	2,003,307	0.1	2,359,357	0.1	△ 356,050	84.9
12. 公債費	201,362,015	12.3	192,200,007	11.9	9,162,008	104.8
13. 諸支出金	166,118,567	10.2	159,000,600	9.8	7,117,967	104.5
14. 予備費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
合計	1,631,342,345	100.0	1,619,510,138	100.0	11,832,207	100.7





## 〔流域下水道事業特別会計〕

(単位：千円)

科 目			23年度 当初予算 (A)	24年度 当初予算 (B)	本年度の財源内訳				(B)/(A) (%)	
款項目	目 名				国庫支出金	地方債	その他	一般財源		
1	1	1	御笠川那珂川 流域下水道管理費	4,120,526	4,092,079	0	0	4,092,079	0	99.3
1	1	2	御笠川那珂川 流域下水道建設費	2,105,166	2,679,487	1,672,000	499,900	507,587	0	127.3
1	1	3	公 債 費	981,303	1,142,484	0	371,300	771,184	0	116.4
1 款			御笠川那珂川 流域下水道事業費	7,206,995	7,914,050	1,672,000	871,200	5,370,850	0	109.8
2	1	1	多々良川 流域下水道管理費	2,120,945	1,929,729	0	0	1,929,729	0	91.0
2	1	2	多々良川 流域下水道建設費	1,145,790	1,427,847	817,000	296,700	314,147	0	124.6
2	1	3	公 債 費	724,673	748,760	0	283,800	464,960	0	103.3
2 款			多々良川 流域下水道事業費	3,991,408	4,106,336	817,000	580,500	2,708,836	0	102.9
3	1	1	宝満川 流域下水道管理費	1,080,872	926,280	0	0	926,280	0	85.7
3	1	2	宝満川 流域下水道建設費	463,768	759,970	459,000	146,200	154,770	0	163.9
3	1	3	公 債 費	153,313	180,564	0	76,400	104,164	0	117.8
3 款			宝満川 流域下水道事業費	1,697,953	1,866,814	459,000	222,600	1,185,214	0	109.9
4	1	1	宝満川上流 流域下水道管理費	481,329	527,565	0	0	527,565	0	109.6
4	1	2	宝満川上流 流域下水道建設費	35,910	119,795	50,000	25,100	44,695	0	333.6
4	1	3	公 債 費	144,728	150,291	0	60,100	90,191	0	103.8
4 款			宝満川上流 流域下水道事業費	661,967	797,651	50,000	85,200	662,451	0	120.5
5	1	1	筑後川中流右岸 流域下水道管理費	759,067	801,660	0	0	801,660	0	105.6
5	1	2	筑後川中流右岸 流域下水道建設費	417,620	490,921	292,081	92,700	106,140	0	117.6
5	1	3	公 債 費	306,623	311,013	0	87,100	223,913	0	101.4
5 款			筑後川中流右岸 流域下水道事業費	1,483,310	1,603,594	292,081	179,800	1,131,713	0	108.1
6	1	1	遠賀川下流 流域下水道管理費	587,914	648,230	0	0	648,230	0	110.3
6	1	2	遠賀川下流 流域下水道建設費	43,961	11,838	1,500	800	9,538	0	26.9
6	1	3	公 債 費	287,166	288,494	0	80,800	207,694	0	100.5
6 款			遠賀川下流 流域下水道事業費	919,041	948,562	1,500	81,600	865,462	0	103.2
7	1	1	矢部川 流域下水道管理費	446,711	474,813	0	0	474,813	0	106.3
7	1	2	矢部川 流域下水道建設費	1,401,276	925,760	484,000	215,300	226,460	0	66.1
7	1	3	公 債 費	292,044	262,532	0	14,400	248,132	0	89.9
7 款			矢部川 流域下水道事業費	2,140,031	1,663,105	484,000	229,700	949,405	0	77.7
8	1	1	遠賀川中流 流域下水道管理費	335,651	344,549	0	0	344,549	0	102.7
8	1	2	遠賀川中流 流域下水道建設費	831,995	632,849	298,000	161,800	173,049	0	76.1
8	1	3	公 債 費	183,539	198,106	0	29,000	169,106	0	107.9
8 款			遠賀川中流 流域下水道事業費	1,351,185	1,175,504	298,000	190,800	686,704	0	87.0
9	1	1	明星寺川雨水 流域下水道建設費	412,319	229,831	99,150	55,400	75,281	0	55.7
9	1	2	公 債 費	11,434	17,428	0	0	17,428	0	152.4
9 款			明星寺川雨水 流域下水道事業費	423,753	247,259	99,150	55,400	92,709	0	58.3
合 計				19,875,643	20,322,875	4,172,731	2,496,800	13,653,344	0	102.3
特別会計合計				26,581,599	26,858,163	4,172,731	2,496,800	20,188,632	0	101.0



3 平成24年度主要施策別予算

(単位：千円)

事業名	23年度 当初予算額	24年度 当初予算額	増減
I 住みよい都市の整備			

事業名	23年度 当初予算額	24年度 当初予算額	増減
<p>3 都市交通の円滑化の推進</p> <p>(1) <u>街路事業費</u> 都市計画道路の改築、橋梁整備等の事業を推進する。</p> <p>(2) <u>連続立体交差事業費</u> 西鉄天神大牟田線春日原～下大利間の連続立体交差事業及び関連事業を行う。</p>	8,052,478	7,792,636	△ 259,842
<p>4 都市公園の整備</p> <p>(1) <u>公園整備事業費</u> 都市公園法第2条第1項に規定する県営都市公園の施設等の整備を促進する。</p>	2,391,147	2,540,028	148,881
<p>II 個性豊かな地域づくりの推進</p> <p>1 景観形成の促進</p> <p>(1) <u>美しい県土形成推進費</u> 美しいまちづくり条例の特徴である「県民参加とパートナーシップ」の理念の下に、景観法（H17施行）に基づく規制と誘導の手法を活用することにより、美しいまちづくりを広域的・効果的に推進する。 また、まちづくり等を行おうとする地域住民団体等の要望により、専門家を派遣し、適切なアドバイスを行うことにより、自主的な取り組みを支援し、美しいまちづくりに対する意識の高揚を図る。 さらに、景観文化展等における賞受賞者の表彰や作品の展示、景観シンポジウムの開催及びNPO等の情報・意見交換の場の設置等</p>	15,898	14,231	△ 1,667

事業名	23年度 当初予算額	24年度 当初予算額	増減
<p>(2) <u>景観整備事業費</u> 日常生活に密着した良好な生活環境の整備を行うという視点から地域の自然や文化を活かした潤いのある豊かな都市景観を形成し、住みやすいまちづくりを促進するため、公共空間の景観整備を実施する。</p>	300,000	254,304	△ 45,696
<p>(3) <u>屋外広告物対策費</u> 良好な景観の形成を推進するため、景観を阻害している違反広告物対策を総合的な観点から促進する。</p>	13,334	13,376	42
<p>Ⅲ 安全・安心な暮らしの確保</p>			
<p>1 災害など危機に強い県づくり</p>			
<p>(1) <u>建築物耐震化促進費</u> 耐震促進化のため、相談窓口の開設、アドバイザーの派遣、セミナーの開催等を行う。 木造住宅については、補助金制度の創設により耐震化を支援する。</p>	59,172	72,881	13,709
<p>(2) <u>建築物地震対策事業費</u> 被災した建築物の倒壊等による二次災害から県民の安全を確保するため、迅速かつ的確に応急危険度判定士を派遣できる体制を整備することにより、地震に強いまちづくりを推進する。</p>	2,564	2,493	△ 71
<p>(3) <u>被災住宅補修利子補給費</u> 福岡県西方沖地震により被害を受けた家屋の補修のため、市町村が行う被災住宅補修資金の貸付に係る利子補給に対する助成を行う。</p>	460	211	△ 249
<p>2 人に優しい安全なまちづくり</p>			
<p>(1) <u>福祉のまちづくり助成費</u> バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の適切な運用を図ることにより、高齢者・障害者等をはじめすべての人が自由で安全に社会参加できる、人に優しいまちづくりを推進する。</p>	64,391	42,256	△ 22,135

事業名	23年度 当初予算額	24年度 当初予算額	増減
IV 快適な居住環境の整備			
2. 良質な住宅ストックの形成			
(1) 公的住宅対策の推進			
① <u>公営住宅建設費</u> 公営住宅法に基づき県営住宅の建設を行う。	4,255,569	4,523,561	267,992
② <u>公営住宅ストック総合改善事業費</u> 既存の中層県営住宅を全面的に改善し、長期間有効に活用する。	1,291,060	1,168,630	△ 122,430
③ <u>県営住宅維持管理費</u>	2,579,577	2,894,358	314,781
④ <u>県営住宅敷金管理費</u>	87,152	81,233	△ 5,919
(2) 民間住宅対策の促進			
① <u>地域優良賃貸住宅供給促進事業費</u> 中堅所得者層への優良な賃貸住宅の供給を促進するため、民間事業者等の特定優良賃貸住宅に対して家賃減額補助等を行う。	59,623	37,657	△ 21,966
② <u>快適な住まいづくり推進費</u> 県産木材を活用し、環境にやさしく耐久性にも優れた優良な木造住宅の取得に対して助成を行う。	18,661	18,797	136
③ <u>住宅情報提供推進費</u> 住宅に関する情報の提供等を行う「住宅情報プラザ福岡」の運営支援等を実施する。 また、住宅の耐震性能やバリアフリー化に関するアドバイスを行う専門家を派遣する。	55,410	53,567	△ 1,843
④ <u>住宅流通促進費</u> 中古住宅売買の際に建物検査を実施し、消費者の中古住宅に対する不安を解消し、中古住宅の流通促進を図る。	4,320	5,879	1,559
⑤ <u>長期優良住宅普及促進費</u> 住宅ローン優遇制度を創設し、省エネルギー性、耐震性等、一定の基本性能を満たした長期優良住宅の供給促進を図る。	0	2,812	2,812

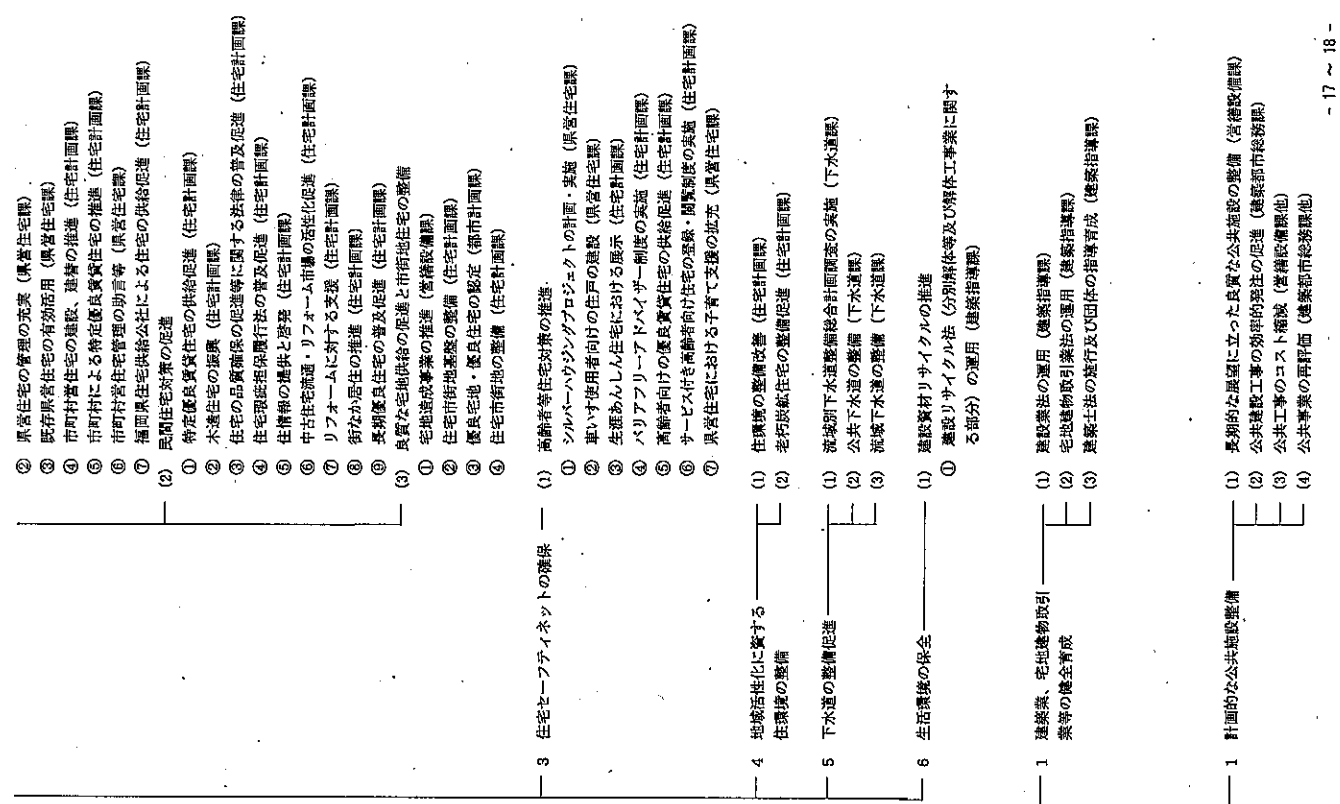
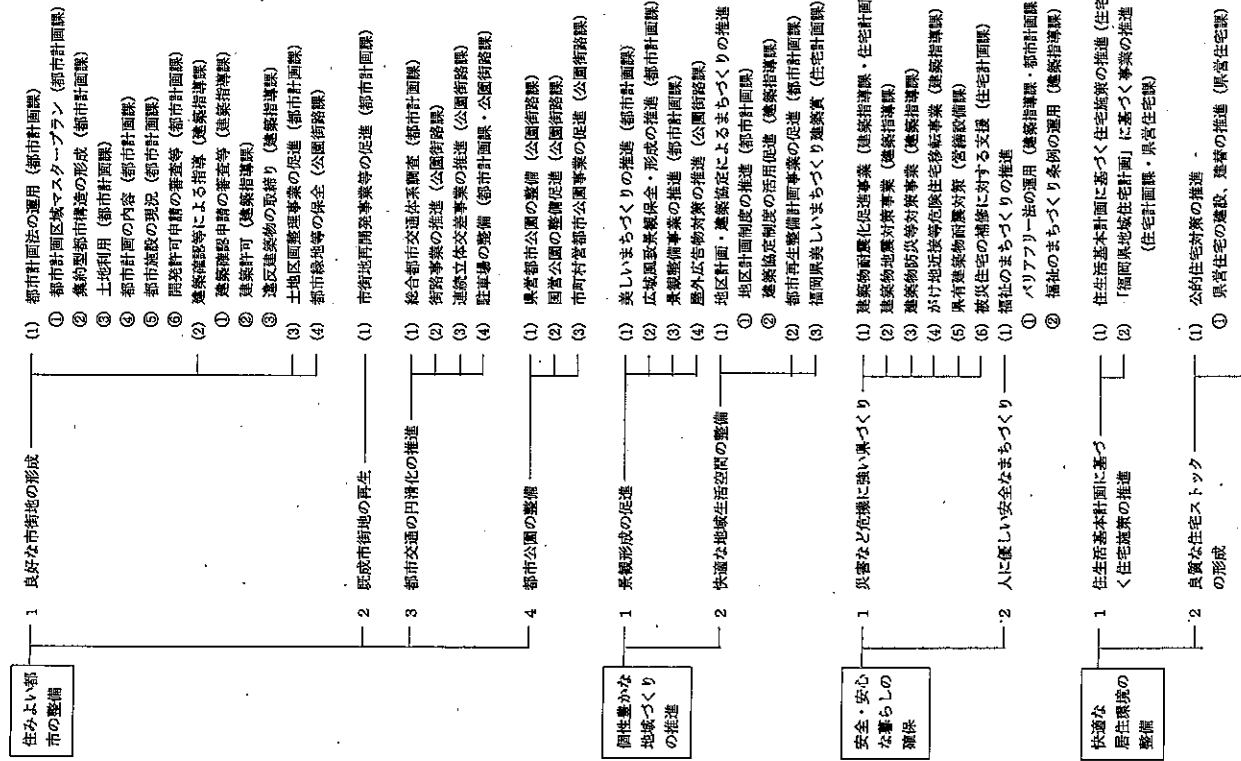
事業名	23年度 当初予算額	24年度 当初予算額	増減
<p>3 住宅セーフティネットの確保</p> <p>(1) <u>地域優良賃貸住宅供給促進事業費</u></p> <p>高齢者の居住の安定を図るため、民間事業者等が建設する高齢者に向けた地域優良賃貸住宅に対して助成を行う。</p> <p>5 下水道の整備促進</p> <p>都市圏の公共水域の水質保全及び快適で衛生的な生活環境の実現並びに広域的な浸水対策を図るため、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流流域下水道並びに明星寺川雨水流域下水道の整備を行う。</p> <p>(1) 周防灘流域下水道整備総合計画調査費</p>	<p>80,846</p> <p>0</p>	<p>80,119</p> <p>19,555</p>	<p>△ 727</p> <p>19,555</p>

事業名	23年度 当初予算額	24年度 当初予算額	増減
(2) <u>宅地建物取引業法施行費</u> 宅地建物取引業法等の施行に関する業務を行う。	19,387	15,518	△ 3,869
VI 地域と調和のとれた公共建築物の効率的整備 1 計画的な公共施設整備 (1) <u>県有建築物省エネ推進費</u> 既存県有建築物の省エネ診断を行い、効率的な省エネ推進を図る	0	4,258	4,258

### 3章 平成24年度の事務事業概要

# 平成24年度建築都市部施策体系

県民生活の「安定」・「安全」・「安心」の向上に向けて、快適な生活環境と魅力ある地域づくりのために





## I 住みよい都市の整備

都市計画に基づく適切な土地利用計画や規制・誘導、都市計画道路、公園などの都市施設の充実、都市機能の更新や土地の利用増進を図る市街地再開発事業・土地区画整理事業などを推進し、生産基盤の整備や市街地の活性化を図り、西日本、アジアの交流拠点にふさわしい機能を備えた魅力ある都市空間を創造します。

### 1 良好な市街地の形成

#### (1) 都市計画法の運用

都市には多くの人々が生活しており、人が住みやすく、また、企業が活動しやすいように、衛生的であること、安全であること、利便性がよいこと、機能的であること、そして快適であること等さまざまな面が都市に求められています。

都市計画は、これらの要請にこたえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用計画を策定し、建築物やその敷地について規制や誘導を行いながら効率的かつ合理的な土地の利用を図るとともに、道路、公園、下水道等の公共施設の整備及び宅地の供給と利用の増進を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等を計画し、かつ、実施していくものです。

#### ① 都市計画区域マスタープラン（都市計画課）

少子高齢化など都市をめぐる社会経済情勢が大きく変化する中、さまざまな地域特性に応じた計画的な土地の整備、開発および保全を行う必要があります。

県では、平成12年の都市計画法改正をうけ、平成16年に県内55すべての都市計画区域において「都市計画区域の整備、開発および保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を策定しました。

都市計画区域マスタープランの作成にあたっては、平成15年に、県としての広域的な視点から都市計画の基本的な考え方を示した「福岡県都市計画基本方針」を策定し、その中で「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を目標として決めました。

県では、その目標を実現するため、環境負荷が少なく、多様な世代が快適

りを行います。

また、平成20年には、街なかにさまざまな都市機能を集約し、にぎわいの場として再生するために策定した「大規模集客施設の立地ビジョン」の立地誘導方針を、都市計画区域マスタープランに位置づけました。

## ② 集約型都市構造の形成（都市計画課）

人口減少、高齢化社会の急速な進行など都市を取り巻く情勢は大きく変化しており、より一層拡散型都市構造から都市機能が集約したまちづくりへの転換を求められています。

また、都市の急速な拡大に伴い形成されたスプロール市街地においては、道路等の都市基盤の整備水準や公共交通の利便性も低く、高齢化の進行などにより急速な荒廃化が懸念されることから、このような市街地を計画的に縮退するなど新たな視点からのまちづくりも必要です。

このため、土地利用の適切な転換も含め、集約型都市構造の形成をより一層促進し、持続可能な都市づくりを推進していきます。

## ③ 土地利用（都市計画課）

総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある一定の区域を都市計画区域として指定し、計画的な市街化を図るために都市計画区域を市街化区域

と市街化調整区域とに区分（いわゆる「線引き」）しています。

また、積極的な整備又は、開発を行う必要はないものの、一定の開発行為及び建築行為がある区域で、そのまま放置すれば土地利用の混乱が生じる蓋然性が高い場合に、このような問題の発生を避けるため、準都市計画区域を指定することとされています。

さらに、住環境の確保及び産業活動機能の増進並びにこれらの調和を図るため、適正な用途地域の設定を行い、加えて用途地域の定められている地域において、その地区の特性に合ったきめ細やかな公共施設の整備や建築物の規制を行うために地区計画を設定しています。

魅力的で住みやすい都市づくりを推進するため、市町村とも密接な連携を図りながら、都市計画法に基づき、都市計画に関する基礎調査を実施し、市街化区域と市街化調整区域の区分、用途地域、地区計画等適正な土地利用計画の樹立に努めます。

### 福岡県の都市計画区域

(平成24年3月31日現在) 単位: ha

福岡県の面積	都市計画区域の面積				都市計画区域外の面積			
497,724 (100%)	300,777 (60.4%)				196,947 (39.6%)			
	線引き 都市計画区域		非線引き 都市計画区域		準都市計画区域		準都市計画 区域以外	
	160,506 (32.2%)		140,271 (28.2%)		56,961 (11.4%)		139,986 (28.2%)	
	市街化 区域	市街化 調整区域	用途地域	用途白地	用途地域	用途地域 以外		
	60,973 (12.3%)	99,533 (19.9%)	17,155 (3.5%)	123,116 (24.7%)	68 (0.01%)	56,893 (11.4%)		

### 福岡県の用途地域

(平成24年3月31日現在)

地区区分	第一種 低層住 居専用 地域	第二種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居地 域	第二 種住 居地 域	準住 居地 域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工 業地 域	工業 地域	工業 専用 地域	合計
面積 (ha)	16,321	2,216	9,413	1,005	21,722	3,411	758	2,037	4,192	7,889	2,268	6,894	78,129
割合 (%)	20.9	2.8	12.0	1.3	27.8	4.4	1.0	2.6	5.4	10.1	2.9	8.8	100.0

### 福岡県の都市計画区域人口

(平成22年3月31日現在)

福岡県の人口	都市計画区域の人口	区域外の人口
5,068(千人)	4,823(千人)	245(千人)
100%	95.2%	4.8%

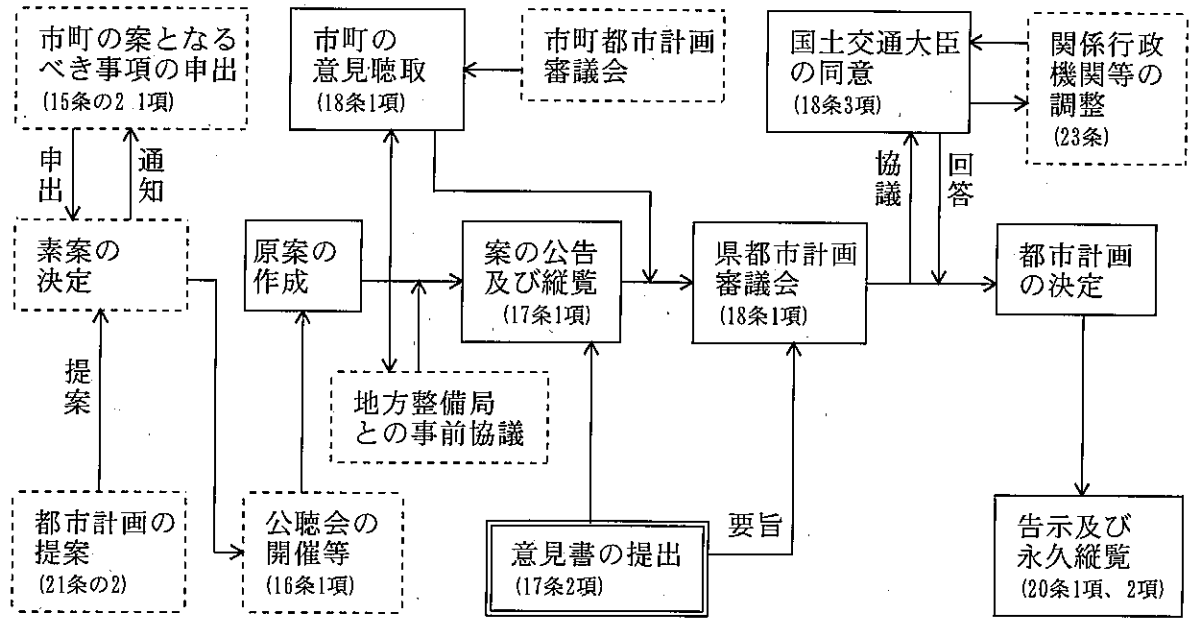
④ 都市計画の内容（都市計画課）

ア 都市計画の内容（種類）

都市計画とは、宅地造成や建築等に対する個々の活動の規制及び誘導を通じて、合理的な市街地の形成を図るとともに、快適な生活が営まれるた

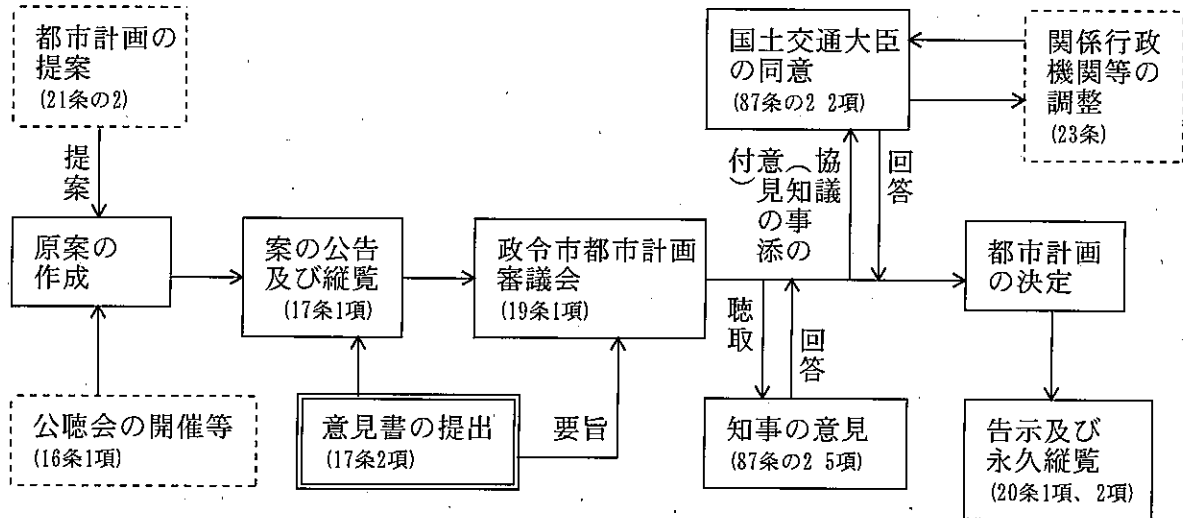
めの施策、公園、下水道等の施設を計画し、整備する等の施策を講ずる。

(1) 県が定める都市計画の決定手続

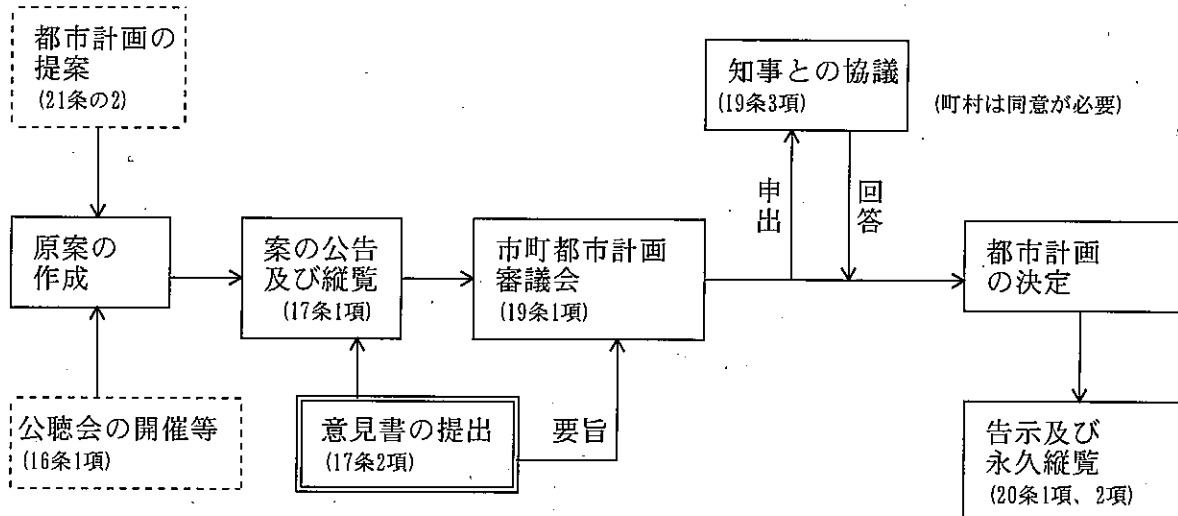


(2) 政令市が定める都市計画の決定手続

※ 政令市の特例 (87条の2) 以外の都市計画については、次の (3) の手続に同じ。



(3) 市町が定める都市計画決定の手続



※ 地区計画等に関する都市計画については、原案作成段階で一定の利害関係者に対する意見聴取手続を条例で定めることができる。(16条3項)

※ 条文の記載はすべて都市計画法

## ⑤ 都市施設の現況（都市計画課）

都市施設は、道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活や機能的な都市活動を支える必要不可欠な公共施設であって、都市形成の骨格をなすものです。

都市施設に関する都市計画は、原則として都市計画区域内において、次に掲げる施設の位置などを定めることとなっています。

### 都市施設の内容

交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルなど
公共空地	公園、緑地、広場、墓園など
供給施設、処理施設	水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場など
その他の施設	河川、教育文化施設、市場、と畜場、火葬場、一団地の住宅施設、流通業務団地など

本県の都市施設の計画決定概要は、次のとおりです。

### 都市施設の計画決定の概要

(平成22年3月31日現在)

## ⑥ 開発許可申請の審査等（都市計画課）

都市計画法ではいわゆる「線引き」として、都市計画区域を計画的に市街化を促進すべき「市街化区域」と、原則として市街化を抑制すべき「市街化調整区域」とに区分することを定め、次いで「市街化区域」と「市街化調整区域」の指定がない都市計画区域（非線引き都市計画区域）を定めています。

その上で、同法は、これらの都市計画区域等において災害の防止及び環境の整備を図るため、宅地開発に当たり必要な規制を行うとともに、乱開発を防止することを目的とした「開発許可制度」を定めています。本県では、この制度により開発許可申請の審査等を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備に努めています。

### 開発許可制度の概要

開発許可制度は、宅地造成等の開発行為に当たり、開発行為者に対して所要施設の整備等良好な市街地として必要な水準を確保させるとともに、市街化調整区域内の開発を抑制することにより、計画的な市街地の形成を図ることを目的として創設されたものです。

このため、開発許可や建築許可（都市計画法）について、県審査基準や県条例に基づき、地域の実情に応じた運用を図っています。

また、県の附属機関である福岡県開発審査会では、市街化調整区域内の開発許可や開発許可に係る審査請求等を審議しています。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
開発許可申請受理件数	225	195	163	190	190
建築許可申請受理件数	74	51	60	67	85

## (2) 建築確認等による指導

### ① 建築確認申請の審査等（建築指導課）

建築物の安全確保並びに市街地の環境整備のため、建築物の敷地、構造、設備、用途に関し建築基準法令に基づく建築確認申請の審査や工事完了の検査を県内11県土整備事務所建築指導課において実施しています。

なお、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市は特定行政庁として、それぞれの市において実施しています。

### 建築物等確認済証交付状況（計画変更確認を含む）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福岡県全体	23,180	20,903	19,120	21,321	21,651
うち県所管分	4,874	3,933	2,434	1,752	1,456

※福岡県全体には、特定行政庁の4市及び指定確認検査機関において確認した件数を含む。

### ② 建築許可（建築指導課）

建築許可とは、建築基準法の規定において原則的に禁止されている事項について、周囲の状況を考慮し、やむを得ない場合に、その禁止事項を解除し、適法に一定の行為を行うことができるようにするものです。建築許可は、周辺の住民に与える影響が大きいため、許可を行う際は、周辺住民の意見を聞くために公開による意見の聴取会や、建築審査会の同意を得ることとなっています。

許可の種類としては、道路内の建築制限に関するもの、用途地域による建築制限に関するもの、建築物の敷地の道路に関するもの等があります。

### 建築許可件数（承認を含む）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福岡県全体	1,129	947	909	947	1,083
うち県所管分	366	305	308	308	400

※福岡県全体には、特定行政庁の4市を含む。

### ③ 違反建築物の取締り（建築指導課）

違反建築物の未然防止と有効適切な指導取締りを行うため、管内の巡回監視を実施しています。

また、違反建築物に関しては、電気、ガス、水道の供給保留措置等も含め、市町村、消防署、関係行政機関と連携をとりつつ、違反是正の適切な措置を講じる等、法の適正な執行に努めています。

### 違反建築物件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福岡県全体	749	650	761	441	424
うち県所管分	22	65	40	00	60



### (3) 土地区画整理事業の促進（都市計画課）

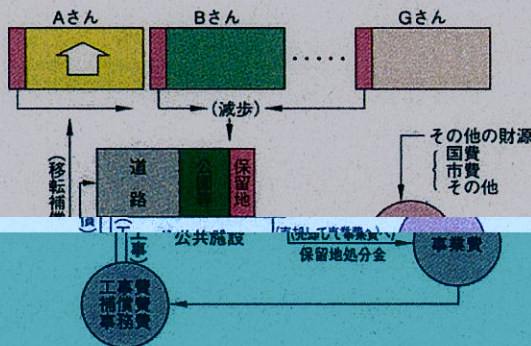
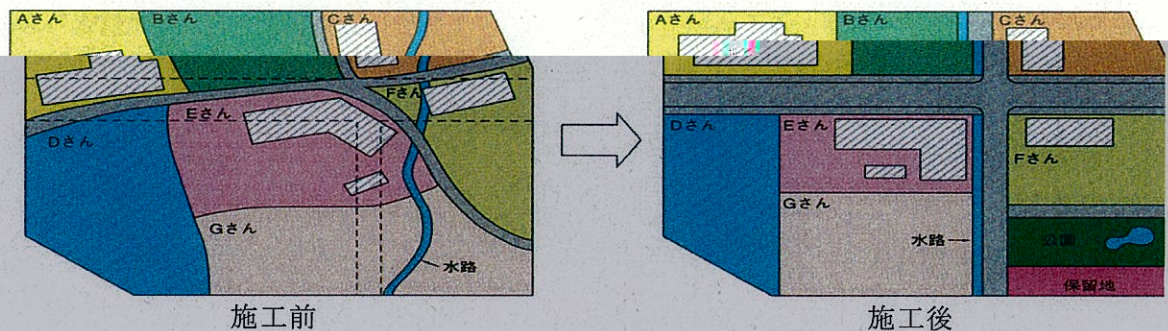
土地区画整理事業は、道路、公園、下水道等の公共施設が整備されていない市街地や、これから市街化が予想される地区を健全な市街地にするため、土地の減歩や換地計画によって公共施設の整備を行うとともに、区画を整え良好な宅地を造成する事業で、総合的なまちづくり手法です。

本県の土地区画整理事業は、大正中期から施行され、平成23年度末現在、施行済みのものは161箇所、面積にして5,199.8ha、施工中のものは15箇所、面積396.6haとなっています。現在、26市19町（福岡市及び北九州市を除く。）の都市計画内において、用途地域41,427haが設定され、このうち土地区画整理事業の施行面積（施工中のものを含む。）は5,596.4ha、整備比率は13.5%となっています。

平成24年度においても、次の事業を進めます。

- ① 既成市街地における都市機能の更新
- ② 既成市街地周辺におけるスプロール対策のための事業
- ③ 新市街地における良好な宅地の供給に係る事業
- ④ 居住環境の改善のための事業

#### 土地区画整理事業の仕組み



- ①換地：区画整理後の個々の宅地は、整理前の土地の位置、面積、環境、利用等の状況に応じて適正に定めます。
- ②減歩：区画整理地区内に新たに必要となる道路・公園等の用地は、地区内の土地保有者が土地利用増進の範囲内で少しずつ出します。
- ③現在の土地の所有権、賃借権等の諸権利は換地先に移ります。

## 土地区画整理事業の状況

福岡県（政令市を除く）

（平成24年3月31日）

施行者別	施行済		施工中	
	箇所数	施行面積 (ha)	箇所数	施行面積 (ha)
行政庁	2	436.6	—	—
公共団体	23	1,778.3	7	162.7
組合	93	2,107.8	6	123.9
個人（一人・共同）	36	333.1	1	2.5
公団→都市再生機構	7	544.0	1	107.5
計	161	5,199.8	15	396.6

### （4）都市緑地等の保全（公園街路課）

都市緑地の保全のため、次のような地区指定を行っている他、計画的に良好な都市環境の創出・保全に努めています。

#### ① 風致地区

都市における良好な自然環境の維持保全を目的として定めるもので、県の条例（指定都市は市の条例）により、地区内での建築物の建築、宅地の造成、木や石の採集その他の行為について必要な規制を実施しています。

本県では、平成22年3月末現在、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、飯塚市の5市において33地区、13,636.4haを風致地区にしています。

#### ② 特別緑地保全地区

都市における緑地の保全と緑化の推進を目的として定めるもので、都市緑地保全法により地区内での行為の制限を定めています。

本県では、平成22年3月末現在、福岡市、北九州市、春日市の3市において87地区、201.8haを特別緑地保全地区にしています。

#### ③ 生産緑地

市街化区域内において、営農を継続する農家に生産の場を確保しながら、農地の持つ治水機能や緑地空間としての景観の形成を図るため、平成22年3月末現在、福岡市において2.10haを生産緑地としています。

## 2 既成市街地の再生

### （1）市街地再開発事業等の促進（都市計画課）

都市の既存市街地は、今日まで地域の歴史、経済、文化の面で重要な役割を担ってきており、今後とも、「街づくり」の上で不可欠な存在です。

しかしながら、一方では、土地利用の複雑さや公共施設の未整備、生活環境の悪化等により健全な都市活動に支障を来しており、さらに、既存商店街が沈滞化、郊外型店舗の進出等の影響を受け、既存市街地の空洞化に拍車がかかっています。

このような地域（例えば低層の木造建築物が密集している駅前の古い商店街等）では、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新が強く望まれていることから、市街地再開発事業等を積極的に推進することにより、既成市街地の再生と都市の活性化に努めています。

市街地再開発事業の現況

地区名	位置	区域面積 (ha)	施行者	都市計画決定年月日	完了公告年月日	用途
渡辺通	福岡市中央区	2.24	市	S48.3.15 (S51.8.5)	S53.8.31 S53.10.9 S54.2.19	ホテル、店舗、業務、駐車場
西鉄久留米駅東口	久留米市	1.60	市	S47.9.7 (S54.8.18)	S58.8.25	ホテル、店舗、駐車場
西新	福岡市早良区	1.10	市	S49.3.12 (S51.5.22)	S56.5.15	店舗
黒崎駅東	北九州市八幡西区	2.38	組合	S49.3.12 (S53.3.22)	S54.9.29	店舗、業務、駐車場
馬借第一(1街区)	北九州市小倉北区	0.26	個人	S50.3.29 (S51.8.5)	S59.11.28	ホテル
馬借第一(2街区)	北九州市小倉北区	0.34	個人	S50.3.29 (S51.8.5)	H1.1.31	業務
六ツ門第一	久留米市	0.67	組合	S51.10.5	S59.12.22	店舗
折尾駅前	北九州市八幡西区	0.80	市	S53.12.21 (S55.12.16)	S59.8.1 S60.8.30	店舗、図書館
高宮	福岡市南区	1.90	市	S55.8.14 (S60.10.15)	S63.9.29	住宅、店舗、業務
千代	福岡市博多区	1.30	市	S56.8.20 (S59.9.1)	S63.7.11	店舗、業務
住吉一丁目	福岡市博多区	4.20	個人	S56.10.8	H8.4.15	ホテル、店舗、業務、駐車場
小倉駅前東	北九州市小倉北区	1.79	組合	S63.4.30	H5.10.1	店舗、業務、駐車場
	福岡市					業務、店舗、駐車

### 3 都市交通の円滑化の推進

#### (1) 総合都市交通体系調査（都市計画課）

都市交通が直面する諸課題に対応するための総合的な都市交通体系マスタープランを策定する目的で、昭和47年度より「人の動き」に着目したパーソントリップ調査を概ね10年毎に実施しています。また、その中間年度には「物の動き」「業務の動き」に着目した補完調査を実施しています。

- ・ パーソントリップ調査

パーソントリップ調査は、交通の主体である人に着目し、その1日の動きをとらえることにより、交通の実態を把握するものです。

パーソントリップ調査では、域内の住民を対象に、移動（トリップ）を行う人の個人属性、出発地、到着地、移動（トリップ）の目的や交通手段、乗り継ぎの場所及び駐車状況等について調査します。

この調査をもとに、人の動きの目的、利用する交通手段、人の動きと土地利用との関係をとらえ、将来の交通体系を総合的な見地から確立することにしています。

これまでに4回のパーソントリップ調査を行っており、平成17年度から平成19年度にかけて実施した第4回調査では、北部九州都市圏が抱える課題と総合的な都市交通施策を検討しています。

- ・ 中間年度調査

都市交通を取り巻く社会情勢や都市交通を質的に変化させる環境の動向といった社会状況の変化や地域の今日的課題に対応していくための課題を設定し、調査・分析を実施します。

これまでに3回の中間年度調査を行っており、平成23年度からは外国人を含む来訪者の移動など都市内交通における特定の課題を設定し、調査・



機能にとどまらず、都市内の貴重な公共空間の確保や都市構造の誘導、形成など、多様な機能を通じて都市の発展に大きな役割を果たしています。

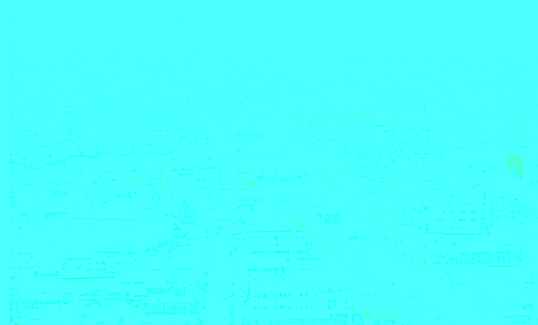
なお、平成23年3月末現在における都市計画道路の整備状況は、計画延長2,784.6kmに対して、改良済み延長は1,605.5kmで整備率は57.7%となっています。

### 都市計画道路の改良済み延長及び整備率

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
都市計画決定延長 (km)	北九州市	721.4	709.0	699.2	699.2	695.5
	福岡市	507.7	509.9	511.7	512.6	512.8
	政令市以外市町	1,584.5	1,588.6	1,589.7	1,561.9	1,576.3
	合計	2,813.6	2,807.5	2,797.2	2,793.7	2,784.6
改良済み延長 (km)	北九州市	466.6	469.7	473.3	474.9	475.0
	福岡市	356.0	364.3	371.8	386.7	397.1
	政令市以外市町	672.2	692.8	707.1	718.9	733.4
	合計	1,494.8	1,526.8	1,552.2	1,580.5	1,605.5
整備率 (%)	北九州市	64.7	66.2	67.7	67.9	68.3
	福岡市	70.1	71.4	72.7	75.4	77.4
	政令市以外市町	42.4	43.6	44.6	45.4	46.5
	合計	53.1	54.4	55.5	56.6	57.7

京台川野伏間線（久留米市）

[平成24年4月現在]



### (3) 連続立体交差事業の推進（公園街路線）

連続立体交差事業は、都市機能が高度に集中し、道路網が稠密な地域において平面交差している鉄道を一定区間連続して高架化あるいは地下化し、多数の踏切の除却や新設道路等との立体交差化を同時に実施することにより、都市内



交通の円滑化や市街地の一体的な発展を図る事業です。

### 連続立体交差事業箇所

都市計画 区域名	都市名	施行者名	名称	区間	延長	期間	事業費
福岡	春日市	福岡県	西鉄天神	春日原駅	3.3km	H15～H33	約385億円
	大野城市		大牟田線	下大利駅間			
福岡	福岡市	福岡市	西鉄天神	雑飼隈駅 付近	1.9km	H22～H35	約318億円
			大牟田線				
北九州	北九州市	北九州市	J R九州 鹿児島本線 筑豊本線	折尾駅周辺	4.5km	H16～H31	約350億円

### 連続立体交差事業

西鉄天神大牟田線（花畑駅付近）久留米市 事業完了後



#### (4) 駐車場の整備（都市計画課、公園街路課）

近年、都市内の路上駐車は、交通渋滞、交通事故の増大、都市部における商業活動への支障等都市機能の停滞をもたらし、都市整備上の大きな課題となっています。

このような現状の駐車場問題に対処するため、平成18年度に道路法、駐車場法などの一部改正が、平成16年度に付置義務に関する標準駐車場条例の改正がそれぞれ実施されました。

今後も、国の補助制度の拡充に合わせて、公共駐車場の整備を図ります。

#### 4 都市公園の整備

都市公園は、市街地における貴重な緑地としての中核施設であり、身近な自然にあふれる緑の空間として屋外レクリエーションの場となっています。また、地震・火災時には、住民の避難地としても位置付けられています。

このように、都市公園は広い意味で都市の保全機能を有しており、都市圏への人口集中が続く中でその整備が緊急の課題となっています。

このため、県営公園の整備を一層積極的に行うとともに、県下市町村の都市公園整備事業を促進します。

##### 都市公園の整備状況（平成23年3月31日現在）

全国平均	9.75 m <sup>2</sup> /人
福岡県（全体）	9.40 m <sup>2</sup> /人
福岡県（政令市のみ）	10.32 m <sup>2</sup> /人
福岡県（政令市を除いた25市24町）	8.46 m <sup>2</sup> /人

##### （1）県営都市公園の整備（公園街路課）

快適な環境を創造し、都市と農山漁村の住民相互の交流の場となり、また広域的なレクリエーション活動等に供するため、県営都市公園の果たす役割はますます重要になっています。県では、県民の多様な要望にこたえていくため、県営都市公園の充実を目指すと共に、引き続き筑後広域公園の整備促進を図ることとしています。

また、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、全ての県営都市公園の管理業務を民間委託し、民間の企画能力を活用することにより住民サービスの向上を図り、併せて経費の縮減を図っています。



県営都市公園

(平成24年3月31日現在)

公園名	東公園	西公園	大濠公園	中央公園	筑豊緑地
開設年月	明治9年10月	明治14年4月	昭和4年3月	昭和27年	昭和31年10月
面積	7.0	17.0	39.8	37.5	51.0(156.5)
種別	総合公園	風致公園	総合公園	総合公園	広域公園
主な施設	滝・流れ 壁泉・梅林 芝生公園	展望台 児童コーナー さくら園 つつじ園	ボート池 児童広場 日本庭園 能楽堂 ジョギングロード	野球場 体育館 交通公園 ボート池 児童遊園	野球場 多目的広場 テニスコート プール 屋外ステージ

公園名	名島運動公園	春日公園	天神中央公園	筑後広域公園
開設年月	昭和57年7月	昭和56年5月	平成元年3月	平成17年7月
面積	5.2	30.0	3.1	60.1(197.2)
種別	近隣公園	総合公園	近隣公園	広域公園
主な施設	野球場 テニスコート 児童広場 多目的広場	芝生広場 野球場 テニスコート 球技場 児童コーナー	噴水広場 芝生公園 桜の広場 旧福岡県公会堂 歩道橋	体育館 テニスコート 多目的運動場 多目的広場 宿泊施設

※ 面積は供用面積

( ) 書きは計画決定面積



大濠公園



筑豊緑地



## (2) 国営公園の整備促進(公園街路課)

海の中道海浜公園は、北部九州を中心とする広域圏のレクリエーション需要の増大に対応することを目的に設置されたものです。

その規模面積は、西日本随一であり、全体計画面積540haのうち、約292haが供用されているところです。

## (3) 市町村営都市公園事業の促進(公園街路課)

県内の市町村では、住民が身近に利用できる都市公園として、街区公園、近隣公園、地区公園等の住区基幹公園、総合公園、運動公園等の都市基幹公園の整備充実に努めています。

### 〈市町村の主な都市公園〉

#### ふれあいの森総合公園(宗像市)

多目的グラウンド、各種遊具、散策路、ふれあい広場

事業完了 平成18年度

開園面積 41.1ha



#### 中央公園(久留米市)

プール、野球場、体育館、陸上競技場、鳥類センター、青少年科学館

事業完了 平成18年度

開園面積 23.6ha

